

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別記様式 第4号（別表20関係）</p> <p><u>園芸施設共済等の加入等及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表</u> （農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）</p> <p>（略）</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 園芸施設の取得及び<u>園芸施設共済等への加入等</u>に関する事項 以下のいずれかで該当するものにチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた<u>園芸施設共済への加入等（※2）</u>を行う予定です。</p>	<p>別記様式 第4号（別表20関係）</p> <p><u>園芸施設共済等の加入及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表</u> （農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）</p> <p>（略）</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり交付要件確認に必要な事項を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 園芸施設の取得及び<u>園芸施設共済等への加入</u>に関する事項 以下のいずれかで該当するものにチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた<u>園芸施設共済等（※2）</u>に加入する予定です。</p>

※1 (略)

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の共済又は保険等への加入、施工・販売業者等による保証を受け、別表20の8に掲げる対象要件を満たす利子助成対象資金の利子助成対象期間において、これを継続すること。

(略)

2. 労働環境改善の取組に関する事項

(1) 労働基準法関係(以下のいずれかで該当するものにチェック)

(略)

ア～エ (略)

オ 同法第37条の規定(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

※3・4 (略)

(略)

(2) 保険関係(以下のいずれかで該当するものにチェック)

(略)

個人情報の取扱いに関する同意書

個人情報については、次の範囲内で同意します。

1 利用目的

※1 (略)

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

(略)

2. 労働環境改善の取組に関する事項

(1) 労働基準法関係(以下のいずれかで該当するものにチェック)

(略)

ア～エ (略)

オ 同法第37条の規定(時間外及び休日の割増賃金)

※3・4 (略)

(略)

(2) 保険関係(以下のいずれかで該当するものにチェック)

(略)

(新設)

個人情報については、農林水産省経営局による本事業の運営状況に関する調査のため、また、農業共済組合への照会により園芸施設共済への加入等の要件の充足状況を確認するために利用します。

2 個人情報の管理・提供

いただいた情報の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。

いただいた情報については、法令に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な関係機関以外に提供されることはありません。

個人情報の取扱いに同意する。

個人情報の取扱いに同意しない。

(注) (略)

別表20 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)
1～7 (略)

8 (令和8年度措置に係るもの)

利子助成 対象資金	対象要件	利子助成 対象期間
(1) <u>農業経営基盤強化資金</u>	<u>農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地</u>	<u>貸付当初5年間</u>

(注) (略)

別表20 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)
1～7 (略)

(新設)

	<p><u>図をいう。)</u>に位置付けられた者（<u>目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含み、認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）</u>に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同</p>	
--	---	--

	<p>郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。）にあっては、実質化プランに位置付けられた中心経営体を含む。以下「目標地図に位置付けられた者」をいい、目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含む。以下同じ。）又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。</p> <p>ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあっては3億円以下、法人にあっては10億円以下の部分に限るものとする。</p>	
(2) 農業近代化	認定農業者等であり、かつ、	

<u>資金（金利負担 軽減特例分）</u>	<p>目標地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対して融通されたものであって、令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</p> <p>ただし、近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。</p>
<u>(3) 農林漁業セーフティネット資金（災害関連資金）</u>	<p>令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。</p>
<u>(4) 農林漁業施設資金（災害関連資金）</u>	<p>令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。</p>
<u>(5) 農業基盤整</u>	<p>令和8年4月1日から令和8</p>

備資金（災害関連資金）	年度予算成立日前までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。
(6) 農業経営基盤強化資金（災害関連資金）	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。
(7) 経営体育成強化資金（災害関連資金）	令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のⅡに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定める資金を含む。）。
(8) 農林漁業経	令和8年4月1日から令和8

<u>営資本強化資金（災害関連資金）</u>	<u>年度予算成立日前までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業経営資本強化資金。</u>
<u>(9) 農業近代化資金（災害関連資金）</u>	<u>令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</u>
<u>(10) 農業経営負担軽減支援資金（災害関連資金）</u>	<u>令和8年4月1日から令和8年度予算成立日前までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金。</u>

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧等に係る事業を対象として(3)から(10)までに掲げる資金を融通する場合を除く。）。
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (1)に係る助成については、次のアからウまでの要件を満たすことを、(2)に係る助成については、次のアの要件を満たすことを、園芸施設共済等の加入等及び労働環境改善の取組に係る交付要件確認表（別記様式第4号）及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表（別記様式第5号）により確認ができる者に限る。また、ウの実施状況の報告のため、利子助成金交付決定日から1年を目途に、別紙に記載された内容を農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第4の2に規定する交付希望者への通知に記載されたリンク先の農林水産省ウェブサイトから入力し、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課へ提出するよう努めること。
 - ア 交付要件確認表中の園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入等を行う意向があること。
 - イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。
 - ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本

事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

4 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度及び沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑧（略）

⑨ 令和8年3月18日から令和8年3月31日までの間に融通されたもの

⑩ 令和8年4月1日以降に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
(1)、(3)、(4)、(9)、(14)	<u>6年以下</u>	<u>1.65%</u>
	<u>6年を超え7年以下</u>	<u>1.75%</u>
	<u>7年を超え8年以下</u>	<u>1.85%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1.95%</u>
	<u>10年を超え11年以下</u>	<u>2.00%</u>
	<u>11年を超え13年以下</u>	<u>2.00%</u>
	<u>13年を超え14年以下</u>	<u>2.00%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>2.00%</u>

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～⑧（略）

⑨ 令和8年3月18日以降に融通されたもの

（新設）

	16年を超え17年以下	2.00%
	17年を超え25年以下	2.00%
(2)	6年以下	1.65%
	6年を超え7年以下	1.75%
	7年を超え8年以下	1.85%
	8年を超え10年以下	1.95%
	10年を超え11年以下	2.00%
	11年を超え13年以下	2.00%
	13年を超え14年以下	2.00%
	14年を超え15年以下	2.00%
(5)		2.00%
(6)、(10)		2.00%
(7)、(8)、(11)、 (12)、(13)、(15)		2.00%
(16)		成功判定区分 が 「高」の場合 2.00% 「低」の場合 0.60%

(※1) ~ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

①~⑧ (略)

(※1) ~ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

①~⑧ (略)

㊾ 令和8年3月18日から令和8年3月31日までの間に融通されたもの

㊿ 令和8年4月1日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2.50%</u>	<u>2.00%</u>

(2) 農業経営負担軽減支援資金

①～㉿ (略)

㊿ 令和8年3月18日から令和8年3月31日までの間に融通されたもの

㊿ 令和8年4月1日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>2.50%</u>	<u>2.00%</u>

(注)

1～4 (略)

㊾ 令和8年3月18日以降に融通されたもの

(新設)

(2) 農業経営負担軽減支援資金

①～㉿ (略)

㊿ 令和8年3月18日以降に融通されたもの

(新設)

(注)

1～4 (略)

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。